

平成 30 年度第 1 回市川市男女共同参画推進審議会

次 第

日 時:平成 30 年 7 月 19 日(木)

午前 10 時～正午

場 所:男女共同参画センター

5 階研修室 AB

1. 総務部長挨拶

2. 議題

(1)市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画の

年次報告について

(2)市川市男女共同参画基本計画第3次DV防止実施計画の

年次報告について

(3)次期実施計画策定に向けて

(4)その他

平成30年度第1回市川市男女共同参画推進審議会 委員名簿

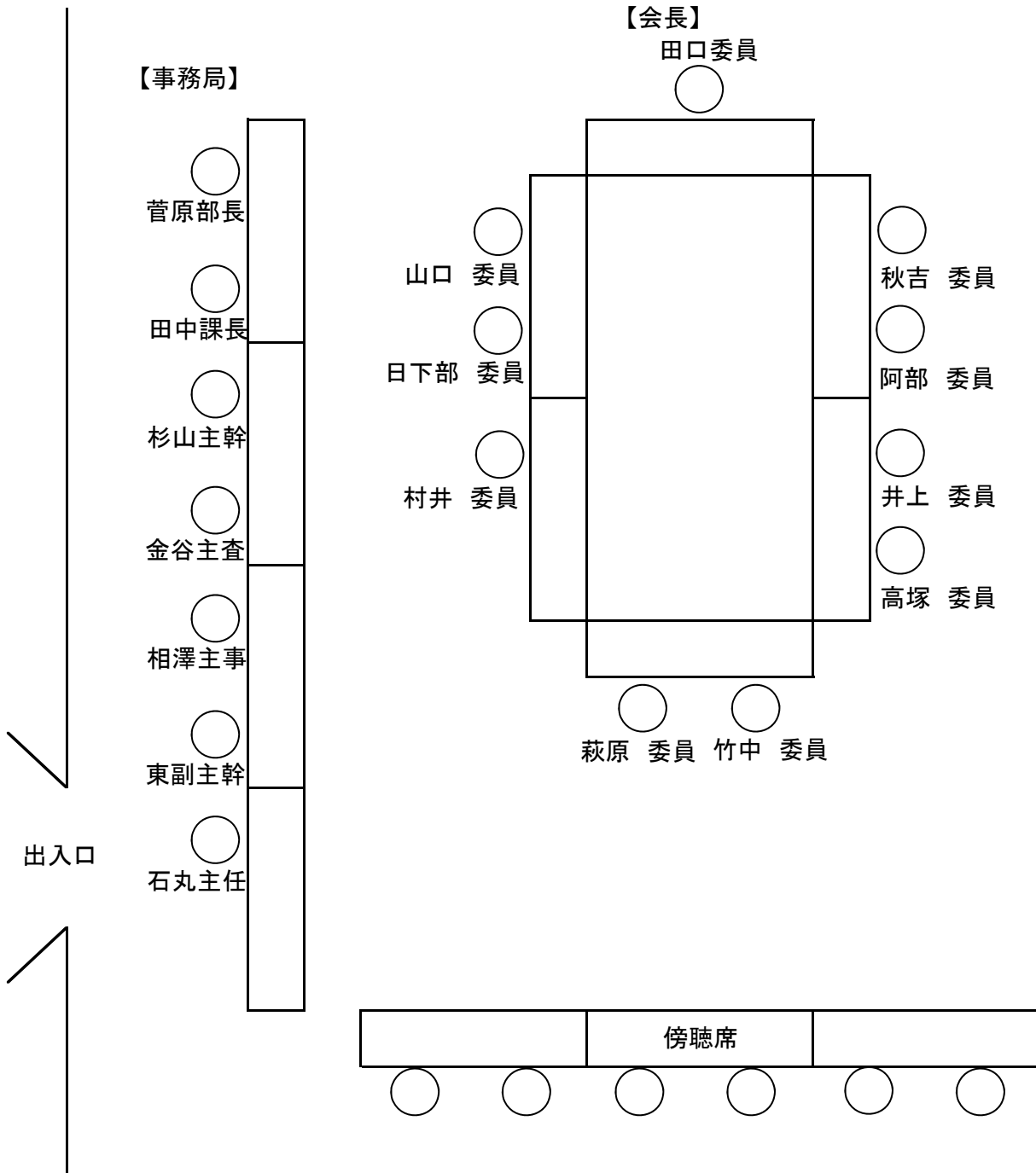
平成30年7月19日(木) 午前10時～正午
男女共同参画センター 5階 研修室AB

(敬称略)

No.	委員氏名	推薦団体等
1	あきもと かずこ 秋元 和子	市川青年会議所
2	あきよし マツ 秋吉 マツ	市川人権擁護委員協議会
3	あべ りさ 阿部 理佐	市民公募
4	いのうえ たくや 井上 卓也	国府台女子学院
5	うのき けいこ 鶴木 恵子	帝京平成大学
6	くさかべ いくよ 日下部 幾代	市川市保健推進協議会
7	さとう たかし 佐藤 孝	市川商工会議所
8	たかつか まき 高塚 真希	千葉県弁護士会
9	たぐち くみこ 田口 久美子	和洋女子大学
10	たけなか としはる 竹中 寿晴	市民公募
11	はぎわら ひろし 萩原 洋	市川市社会福祉協議会
12	むらい みわ 村井 美和	市川市国際交流協会
13	もちだ はるき 持田 春樹	市川市公立学校長連絡協議会
14	やまぐち まさひろ 山口 雅大	市川公共職業安定所
15	よしおか まさゆき 吉岡 雅之	市川市医師会

平成30年度 第1回市川市男女共同参画推進審議会 席次表

平成30年7月19日（木）午前10時～正午
男女共同参画センター 5階 研修室AB



《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第6次実施計画（平成29～31年度）

平成29年度 年次報告書



平成30年7月 男女共同参画課

目 次

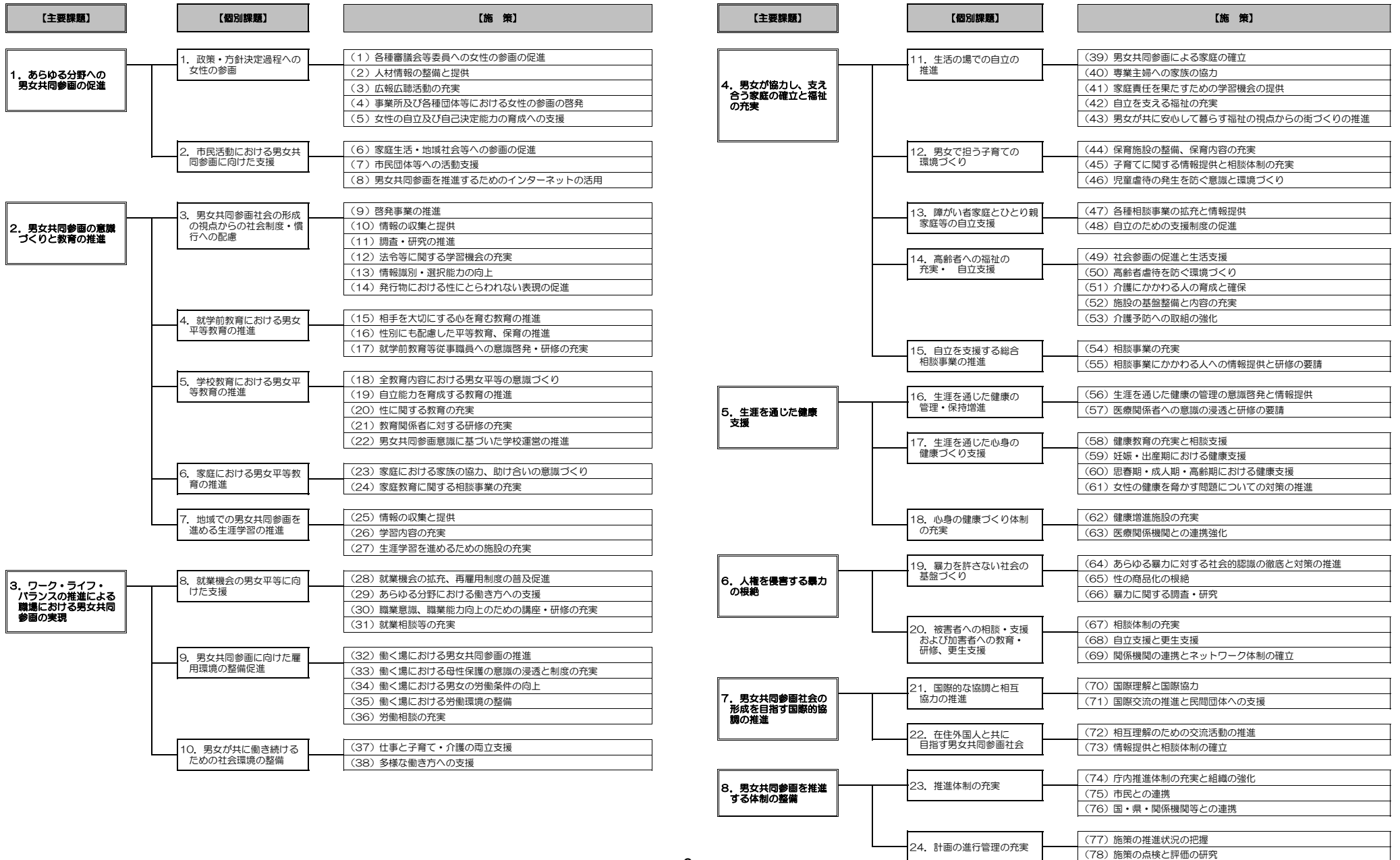
1. 年次報告に関する説明	2
2. 体系図	3
3. 事業別一覧	4 ~ 7
4. 主要課題ごとのまとめ	8
5. 事業ごとの実績報告書	9 ~ 23

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、「市川市男女共同参画基本計画 第6次実施計画」に記載されている計画事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める平成29年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

- 事業別一覧（4～7頁）は、各事業ごとの事業概要をまとめたものです。
- 主要課題ごとのまとめ（8頁）は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、達成率を掲載しています。 ※達成率（%） = 結果 ÷ 目標値
- 9～23頁は、各事業ごとの実績報告書です。
- 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価をしています。
 - : 十分達成できた
 - : 概ね達成できた
 - : やや不十分だった
 - : 不十分だった

体系図



■事業別一覧

事業の表記について 【重点】本実施計画の重点事業です、【新規】本実施計画の新規事業です、※ 女性活躍推進法の推進計画の実施事業として位置付けている事業です

No.	事業名	事業概要
主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進		
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画		
1	【重点】 ※ 審議会等への女性委員の参画推進	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求め、女性委員を積極的に登用するよう要請を行います。
2	【重点】 ※ 女性職員の管理職登用の促進	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市職員の研修を含めた啓発を行い、女性管理職登用を積極的に進めます。
3	※ 市川市女性人材登録台帳の活用	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師などとして活用を図ります。
4	※ 市職員への男女共同参画に関する研修の実施	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援		
5	男女共同参画センター使用団体の活動促進	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを使用団体及び市民へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため新規使用団体の増加に向けた広報を行います。
6	※ 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信	市民及び使用団体等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。
主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進		
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮		
7	男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体との協働等により実施します。
8	男女共同参画センターロビーの充実・活用	男女共同参画センターのロビーを使用団体および市民相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関して開催される講座や、国・県・関係機関等の資料の提供を行います。
9	市職員への男女共同参画に関する情報の発信	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。

No.	事業名	事業概要
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進		
10	保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発	保育園や幼稚園に勤務する職員（就学前教育等従事職員）へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。
11	【新規】 未就学児への男女共同参画啓発	保育園や幼稚園の園児に、人権擁護委員と協働し、男女共同参画と人権意識の高揚の啓発を行います。
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進		
12	人権教室の実施	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、人権擁護委員が小学生を対象に発達段階に応じて男女共同参画と人権の尊さ等について考える人権教室を実施します。
13	人権講演会の実施	人権の尊さについて理解してもらえるよう、人権擁護委員が中学生を対象に人権講演会を実施します。
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進		
14	父子向け講座等の実施	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子で参加する講座等を実施します。
15	家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進		
16	情報資料室の充実	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し市民が学習できる環境を整えます。
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現		
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援		
17	【重点】 ※ 就労支援に関する講座等の実施	より多くの市民が、個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取りながら、社会参加を行えるように、関係機関と連携をとりながら、講座、セミナー等を実施します。
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進		
18	【重点】 ※ ワーク・ライフ・バランス推進事業	関係機関等と連携し、各事業所等へ、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する講座、イベントの周知、また、情報提供等を行います。周知については、市公式Webサイト等を積極的に活用します。
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備		
19	※ 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることで、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。

No.	事業名	事業概要
主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実		
個別課題11 生活の場での自立の推進		
20	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施	家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室等、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター使用団体等と連携し実施します。
個別課題12 男女で担う子育ての環境づくり		
個別課題13 障がい者家庭とひとり親家庭等の自立支援		
個別課題14 高齢者への福祉の充実・自立支援		
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進		
21	女性のための相談	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。
22	女性弁護士による女性のための無料法律相談	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。
主要課題5 生涯を通じた健康支援		
個別課題16 生涯を通じた健康の管理・保持増進		
23	【新規】 健康についての意識啓発のための講座等の実施	健康についての意識啓発を行うために、健康についての意識を高めるための講座等を実施します。
個別課題17 生涯を通じた心身の健康づくり支援		
個別課題18 心身の健康づくり体制の充実		
主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶		
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり		
24	市民等への人権啓発情報の発信	人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、広報等で啓発活動を行います。
25	「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発	人権に関する情報の広報・啓発を行います。
個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援		
26	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。

No.	事業名	事業概要
主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進		
個別課題21 国際的な協調と相互協力の推進		
個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会		
27	相互理解のための啓発・交流事業	在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。
主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備		
個別課題23 推進体制の充実		
28	男女共同参画に関する情報収集	男女共同参画の推進に関する、国・県・近隣市の取り組み等の情報を収集します。また、先進的な取り組みについては、事業に反映していきます。
個別課題24 計画の進行管理の充実		
29	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査（e-モニターアンケート）を実施します。また、他課の市民意識調査の結果を把握し、必要に応じ、事業に反映していきます。

■主要課題ごとのまとめ

(主要課題ごとに設定した成果指標について)

※主要課題1を除き市川市e-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。

主要課題	成果指標	現状値	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率
1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	各種審議会等の女性委員割合	31.3% (平成28年4月1日現在)	30.3% (平成30年4月1日現在)	89.1%		36%		38%
			34%					
	市職員の女性管理職割合	16.9% (平成28年4月1日現在)	19.3% (平成30年4月1日現在)	87.7%		24%		26%
			22%					
2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	社会全体において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	10.5% (平成27年度)	13.9%	99.3%		17%		20%
		14%						
3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	58.9% (平成27年度)	69.4%	106.8%		75%		85%
		65%						
4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する人の割合	39.8% (平成27年度)	42.8%	99.5%		47%		51%
		43%						
5 生涯を通じた健康支援	自分の健康のために何かしている人の割合	63.4% (平成27年度)	64.5%	99.2%		67%		70%
		65%						
6 人権を侵害する暴力の根絶	DVは人権侵害であると認識する人の割合	83.3% (平成28年度)	85.4%	100.5%		87%		89%
		85%						
7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	60.7% (平成27年度)	63.3%	102.1%		64%		66%
		62%						
8 男女共同参画を推進する体制の整備	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	※平成29年度より指標変更	80.6%	115.1%		80%		90%
			70%					

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	【重点】 ※ 審議会等への女性委員の参画推進			No.	1
	所管課	男女共同参画課			
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求め、女性委員を積極的に登用するよう要請を行います。				
目標	女性委員の積極的登用にに関する担当部署への要請回数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	2回			
取組状況	平成29年4月1日現在の調査結果（女性委員の割合31.5%）に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。平成30年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等51のうち、女性委員のいない審議会等は5であった。				
男女共同参画の視点から見た効果	政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、多様な視点や価値観を反映した行政運営を進めることができる。				
今後の課題等	審議会等への女性委員の参画については、平成31年度に女性職員の割合を38%にするという目標掲げている。実現に向けて、市川市女性人材登録台帳の整備を進め、庁内担当部署に女性委員登用の意義について周知を図るほか、各審議会の担当部署に直接要請していく。				

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	【重点】 ※ 女性職員の管理職登用の促進			No.	2
	所管課	男女共同参画課			
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市職員の研修を含めた啓発を行い、女性管理職登用を積極的に進めます。				
目標	女性のキャリア支援等に関する研修の実施回数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	2回	2回	2回	
実績	2回	3回			
取組状況	女性職員の上位職昇任への意識啓発として、女性職員のうち、副主幹職2年目以上の71名及び、1年目の24名を対象に「女性職員研修」を実施した。主幹職選考試験の女性受験割合は6.3%で前年度7.4%より減少した。また、課長職選考試験の女性受験者は7名、受験割合は16.7%で前年度と同数であった。				
男女共同参画の視点から見た効果	管理職の女性割合が増えることで、多様な視点加わり新たな発想が生まれる。				
今後の課題等	庁内全体で働きやすい職場環境を整備すると同時に、女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、女性職員の昇任試験受験率を上げる。				

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	※ 市川市女性人材登録台帳の活用		No.	3
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師などとして活用を図ります。			
目標	女性人材登録台帳のPR回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	1回		
取組状況	男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師、関連団体の関係者に女性人材登録台帳への登録を依頼し、新規登録者を増やした。			
男女共同参画の視点から見た効果	様々な分野において知識や能力のある女性を活用することにより、政策・方針決定の過程に多様な視点が盛り込まれる。			
今後の課題等	登録情報を最新のものに更新して、利用しやすい台帳となるよう整備する必要がある。また、関係各位の協力を得て、登録者をさらに増やすとともに、庁内各課に女性人材登録台帳の活用を働きかける。			

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	※ 市職員への男女共同参画に関する研修の実施		No.	4
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。			
目標	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	5回		
取組状況	総労働時間の短縮を一層推進し、仕事と生活の調和の実現を図るため、「労働時間革命自治体宣言」を行った。また、新規採用職員の研修において、男女共同参画に関する研修を実施。女性職員研修の中では男女共同参画の必要性についてもカリキュラムに取り入れている。また、ワーク・ライフ・バランスセミナーでは、市の職員も受講対象として実施した。			
男女共同参画の視点から見た効果	新規採用職員研修の中で男女共同参画に関する研修を行うことで、早期より男女共同参画の視点をもった行政運営が図られる。			
今後の課題等	全ての市職員が男女共同参画に関する研修を受ける機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法等を工夫する必要がある。特に男性職員への研修機会の確保をする必要がある。			

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	男女共同参画センター使用団体の活動促進		No.	5
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを使用団体及び市民へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため新規使用団体の増加に向けた広報を行います。			
目標	パンフレット等配布箇所数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	50箇所	55箇所	60箇所
実績	—	55箇所		
取組状況	センターの利用団体数は、延べ6,251団体（述べ利用者数58,155人）。講座等の参加者へ男女共同参画センターの利用について案内するとともに、男女共同参画センターの利用促進を図るためパンフレットを関連施設に配布した。			
男女共同参画の視点から見た効果	市民に男女共同参画社会づくりの意識啓発を行い、活動場所を提供する。			
今後の課題等	平成28年度に実施の男女共同参画センター使用料の値上げが関係しているかは不明であるが、平成28年度と比較して、利用率、利用人数ともに減少している。利用率の低い時間帯や利用率の低い部屋の利用を引き続き促進する。			

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	※ 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信		No.	6
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	市民及び使用団体等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。			
目標	市民・使用団体等への情報提供の回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	4回	4回	4回
実績	4回	4回		
取組状況	男女共同参画センター情報紙を4回発行したほか、「男女共同参画週間」「DV防止強化月間」「人権週間」に合わせ広報いちかわや市公式Webサイトで情報発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。			
男女共同参画の視点から見た効果	多くのツールを活用して男女共同参画に関する情報発信を行うことで、男女共同参画に関する理解が進められる。			
今後の課題等	デジタルサイネージ等、広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施			
	No.	7		
事業概要	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体との協働等により実施します。			
目標	使用団体との協働により行う講座等の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	6回	6回	6回
実績	6回	22回		
取組状況	主催事業「いち☆カフェ@ウィズ」を毎月実施したほか、男女共同参画センターの利用団体と共催講座や講演会を実施した。 6事業（主催:1事業、共催:5事業、参加:651人）			
男女共同参画の視点から見た効果	様々な講演会・講座を開催することで、男女共同参画に関心がない人にも男女共同参画センターの取り組みを広く周知できる。			
今後の課題等	集客増加に向けて工夫しながら、男女共同参画センター利用団体や庁内関係部署と連携し、講演会等を開催していく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画センターロビーの充実・活用			
	No.	8		
事業概要	男女共同参画センターのロビーを使用団体および市民相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関して開催される講座や、国・県・関係機関等の資料の提供を行います。			
目標	ロビー使用者へのアンケート実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	やや不十分だった		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	12回		
取組状況	毎月1回、ロビーの一部を使用し、「いち☆カフェ@ウィズ」を開催。その際の参加者にアンケートを実施したが、不特定の利用者へのアンケートは実施することができなかったため、「やや不十分」と評価した。センター使用団体または一般市民の方々の打合せ等にロビーを提供。ロビー内には、国、県、他市の情報チラシを配架やポスター掲示を行っており、使用団体の情報交換にも活用されている。			
男女共同参画の視点から見た効果	市民による男女共同参画社会に向けた活動を支援できる。			
今後の課題等	不特定の利用者へのアンケート実施を検討。団体だけでなく、個人も活用できるロビーの配置を工夫し、利用者層の拡大につなげる。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	市職員への男女共同参画に関する情報の発信			
	No.	9		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。			
目標	市職員への男女共同参画情報の発信回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	4回	4回	4回
実績	4回	4回		
取組状況	市職員向け男女共同参画センター情報紙を全4回配信した。(男女共同参画週間、男女共同参画センター案内、DV根絶強化月間、LGBT)			
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共同参画に関する情報を得て、理解することで、行政運営に男女共同参画の視点を取り入れることができる。			
今後の課題等	男女共同参画に関する時事的な情報について市職員への発信を継続していく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進

事業名	保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発			
	No.	10		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	保育園や幼稚園に勤務する職員(就学前教育等従事職員)へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。			
目標	保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発活動の回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	市立保育園、幼稚園職員に向けて男女共同参画情報レターを配信した。記事内容は、「子育てや教育における千葉県意識調査結果について」、「性の多様なあり方(セクシャルティ)について」、「(いじめ防止の視点から)就学前教育の子どもの心の成長の大切さについて」とした。			
男女共同参画の視点から見た効果	就学前教育を担う職員に男女共同参画の啓発を行うことで、他者への差別をしない教育に寄与することができる。			
今後の課題等	私立保育園・幼稚園職員に向けた啓発を検討していく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進

事業名	【新規】 未就学児への男女共同参画啓発		No.	11
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	保育園や幼稚園の園児に、人権擁護委員と協働し、男女共同参画と人権意識の高揚の啓発を行います。			
目標	保育園や幼稚園の園児への男女共同参画啓発活動の回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	人権擁護委員が市立幼稚園1園へ訪問し、紙芝居を用いて人権教室を実施した。 ＜実施校＞ 市川市立塩焼幼稚園			
男女共同参画の視点から見た効果	未就学の早い段階からいじめなどの人権問題に触れることで、より効果的に人権意識の高揚につながる。			
今後の課題等	私立の幼稚園での実施を検討していく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	人権教室の実施		No.	12
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、人権擁護委員が小学生を対象に発達段階に応じて男女共同参画と人権の尊さ等について考える人権教室を実施します。			
目標	人権教室の実施校数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	39校	39校	39校
実績	39校	39校		
取組状況	人権擁護委員が、全公立小学校39校へ訪問し人権教室を実施した。 39校186クラスにて実施 (内訳：1年生53クラス、2年生41クラス、3年生59クラス、4年生24クラス、6年生9クラス)			
男女共同参画の視点から見た効果	身近な人の痛みを理解できる心が育まれるよう、人権擁護委員が親身に指導することで、児童の人権意識の高揚につながる。			
今後の課題等	児童が在学中に人権教室を1度は受講できるよう、学校と連携しながら実施に努める。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	人権講演会の実施		No.	13
			所管課	男女共同参画課
事業概要	人権の尊さについて理解してもらえよう、人権擁護委員が中学生を対象に人権講演会を実施します。			
目標	人権講演会の実施校数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	2校	2校	2校
実績	2校	2校		
取組状況	<p>人権擁護委員のうち弁護士委員が中学校2校へ訪問し、全校生徒に対し人権講演会を実施した。</p> <p><実施校及び講演会演題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市立大洲中学校「いじめをなくすために 今」 ・市川市立東国分中学校「身近な人権を考えよう」 			
男女共同参画の視点から見た効果	人権擁護委員による人権をテーマとした講演会を行うことで、人権の尊さについて学ぶ機会となる。			
今後の課題等	年度に実施できる学校に限りがあるため、卒業するまでに1度も受講できない生徒が出てしまう。また、私立の中学校での実施という点も、今後の課題である。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進

事業名	父子向け講座等の実施		No.	14
			所管課	男女共同参画課
事業概要	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子で参加する講座等を実施します。			
目標	父子向け講座の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	<p>父子向け講座「親子DEクッキング ～父子でクリスマスケーキを作ろう～」と題して料理教室を開催。デコレーションケーキや豚汁、おにぎりを作った。参加人数 16人</p> <p>また、子育て世代の家族向け講座「ウィスカレッジ17 みんなで遊ぼう 村上パパとむれあそび ～段ボール工作大作戦～」を開催し、遊び体験と共同保育、男性の子育て等をテーマに座談会を行った。参加人数 81人</p>			
男女共同参画の視点から見た効果	父子での料理作りや親子一体となつての遊びをとおして、父親の家事・育児参加のきっかけとなる機会を提供することで、家庭生活中で協力し支えあう意識の醸成が図られる。			
今後の課題等	より多くの親子が協同作業をしながら楽しめる講座など、内容を工夫していく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進

事業名	家庭教育学級と連携した 男女共同参画センター事業の実施		No.	15
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。			
目標	家庭教育学級への男女共同参画センター事業のPR回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	3回	3回	3回
実績	3回	4回		
取組状況	男女共同参画課のイベントで、家族や子育てなど家庭向けの講座を家庭教育学級の「共通講座」とし、参加の呼びかけを行った。 <対象講座> ①ウィズ・カレッジ '17 ②いち☆カフェ@ウィズ ③ハッピーライフ&キャリアフェスタ2017inいちかわ ④ヒューマンフェスタいちかわ2017			
男女共同参画の視点から見た効果	社会生活を営む上で最小かつ最も基礎的な集団である家庭への働きかけができる。			
今後の課題等	今後も、家庭教育学級と連携し、家庭内での男女共同参画、平等教育に関する講座への参加を呼びかけていく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

事業名	男女共同参画関連図書の新規受け入れ蔵書数		No.	16
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し市民が学習できる環境を整えます。			
報告	男女共同参画関連図書の新規受け入れ蔵書数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標数値	—	—	—	—
実績報告値	259冊	239冊		
取組状況	平成30年3月末時点での蔵書数は15,851冊。男女共同参画関係の情報誌、国・県・他市町村の情報を提供している。 その他、男女共同参画センターで実施する講座や講演会のテーマに合った図書の紹介コーナーをつくり、様々な分野の男女共同参画についての啓発を行った。			
男女共同参画の視点から見た効果	情報資料室にて市内の図書館の本の貸出しを行いつつ、利用時に男女共同参画に関する図書をPRし、男女共同参画について啓発することができる。			
今後の課題等	より多くの方に男女共同参画に関する情報を提供していくため、男女共同参画関連図書の蔵書、資料を収集し、情報提供していく。			

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援

事業名	【重点】 ※ 就労支援に関する講座等の実施			No.	17
				所管課	男女共同参画課
事業概要	より多くの市民が、個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取りながら、社会参加を行えるように、関係機関と連携をとりながら、講座、セミナー等を実施します。				
目標	就労支援関連講座等の実施回数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	2回	2回	2回	
実績	1回	3回			
取組状況	仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えている女性を対象に就労支援セミナーを2回実施した。 また、共催事業「ハッピーライフ&キャリアフェスタ」において、就労支援に関するコーナーを設け、相談会を実施した。				
男女共同参画の視点から見た効果	仕事と家庭生活、育児、介護等との両立が図られる。				
今後の課題等	参加者にとって有益な講座となるよう、内容を工夫して開催する。				

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の調整促進

事業名	【重点】 ※ ワーク・ライフ・バランス推進事業			No.	18
				所管課	男女共同参画課
事業概要	関係機関等と連携し、各事業所等へ、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する講座、イベントの周知、また、情報提供等を行います。 周知については、市公式Webサイト等を積極的に活用します。				
目標	事業所等への男女共同参画啓発活動の回数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	1回以上	1回以上	1回以上	
実績	1回	1回			
取組状況	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」（仕事と介護の両立支援セミナー）を市民、企業、市職員を対象に実施した。 平成30年2月8日（木） 参加人数 40人				
男女共同参画の視点から見た効果	男女共に個性と能力が発揮できる社会づくりにつながる。				
今後の課題等	さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、事業を進める。				

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備

事業名	※ 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進			No.	19
	所管課	男女共同参画課 職員課			
事業概要	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることで、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。				
目標	市職員の育児休業、介護休暇取得等に関する情報発信回数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	1回以上	1回以上	1回以上	
実績	—	2回			
取組状況	<p>職員みんなで支え合い計画（第3次市川市役所次世代育成支援行動計画）に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、「仕事と育児の両立に関する説明会」を2回実施した。また、制度説明終了後には、育児休業等を取った職員から、仕事と育児をどのように両立しているかなどのお話を時間を設けた。</p> <p>また、平成29年5月に、市職員向け情報紙「ワークライフバランス通信」が職員課より創刊され、平成29年度は46回の配信があった。</p> <p>○平成29年度取得状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児休業 男性 8名/対象者57名中（14%） 女性 48名/対象者49名中（98%） 介護休暇5名（うち男性職員1名） <p>○平成29年度平均残業時間 11.9時間/月</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共に安心して就労を続けられることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られる。				
今後の課題等	長時間労働を是正し、休暇が取得しやすい職場環境となるよう「働き方改革」を推進する。				

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題11 生活の場での自立の推進

事業名	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施			No.	20
	所管課	男女共同参画課			
事業概要	家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室等、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター使用団体等と連携し実施します。				
目標	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回			
取組状況	<p>過去に行った「男性の料理教室」から発足した家事、料理関係の3団体の協力を得て、全4回の「男性の料理教室」講座を実施。</p> <p>参加人数 14人（延べ52人）</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	生活の場での自立に向けた技術を習得することで、家庭内の性別役割分担意識の解消が図られる。				
今後の課題等	地域とのかかわりの少ない男性が、周囲の人たちと協力しあえる関係性を構築するためのきっかけ作りとなる講座を検討していく。				

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性のための相談			
	No.	21		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。			
報告	相談件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標数値	—	—	—	—
実績報告値	1,884件	2,139件		
取組状況	女性相談員がDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談やその他一般の相談に応じた。相談者が抱える問題を整理し、福祉的な支援が必要なときは、適切な支援機関につないだ。 【相談時間】平日9時～16時、土日9時～12時30分（男女共同参画センター休館日を除く）			
男女共同参画の視点から見た効果	相談事業を充実させることで、女性の自立に寄与することができる。			
今後の課題等	相談者の状況に応じて幅広く情報提供できるよう、女性相談員のスキルアップをはかる。また、きめ細やかな相談対応をするため、相談体制を整備していく。			

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性弁護士による女性のための無料法律相談			
	No.	22		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。			
報告	相談件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	やや不十分だった	—	—
目標数値	—	—	—	—
実績報告値	133件	122件		
取組状況	女性弁護士が法的な問題に関する相談に応じた。相談枠にまだゆとりがあったため、「やや不十分」と評価した。 【相談時間】毎週水曜日13時～17時（1日最大5名）（男女共同参画センター休館日を除く）			
男女共同参画の視点から見た効果	相談事業を充実させることで、女性の自立に寄与することができる。			
今後の課題等	相談窓口を周知し、利用者の増加、拡大を図っていく。			

主要課題5 生涯を通じた健康支援
個別課題16 生涯を通じた健康の管理・保持増進

事業名	【新規】健康についての意識啓発のための講座等の実施				No.	23
	所管課	男女共同参画課				
事業概要	健康についての意識啓発を行うために、健康についての意識を高めるための講座等を実施します。					
目標	健康についての講座等の実施回数					
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	十分達成できた				
目標数値	—	1回	1回	1回		
実績	—	1回				
取組状況	仕事や育児で忙しくストレスを感じている方や、心と体のアンバランスな疲れで悩みを抱えている方を対象に、健康的なライフスタイルを考える機会をつくるためのヨガ講座を開催した。 参加人数 23人					
男女共同参画の視点から見た効果	健康についての意識啓発を行うことで、生涯を通じた健康に寄与することができる。					
今後の課題等	健康意識の低い若年世代に向けた啓発を検討していく。					

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり

事業名	市民等への人権啓発情報の発信				No.	24
	所管課	男女共同参画課				
事業概要	人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、広報等で啓発活動を行います。					
目標	人権啓発活動の市広報掲載回数					
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	十分達成できた				
目標数値	—	2回	2回	2回		
実績	2回	2回				
取組状況	人権擁護委員の日及び人権週間に合わせ啓発活動を実施。 【人権擁護委員の日】 ・人権擁護委員による特設人権相談 ・人権DVD上映会 ①インターネットと人権 ②わたしたちが伝えたい、大切なこと～アニメで見る全国中学生人権作文コンテスト入賞作品～ 【人権週間】 人権原画ポスター展示／本庁舎前懸垂幕掲示／ヒューマンフェスタいちかわ2017開催／広報による人権週間の周知					
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。					
今後の課題等	人権擁護委員及び、その活動があまり知られていないため、広報活動を工夫し、周知していく。					

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり

事業名	「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発		No.	25
			所管課	男女共同参画課
事業概要	人権に関する情報の広報・啓発を行います。			
目標	「ヒューマンフェスタいちかわ」開催回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	ヒューマンフェスタいちかわ2017 日時：平成29年11月26日（日）13:30～15:30 【プログラム】 ①中学生人権作文コンテスト優秀作品朗読、 ②ハンドベルサークル「すずらん」演奏 ③一龍斎春水氏による講談「中村久子伝」 来場者数 295名			
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。			
今後の課題等	来場者の多くが50代以上のため、今後は“若年層の集客”に注力する必要がある。			

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶
個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援

事業名	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催		No.	26
			所管課	男女共同参画課 ほか4課
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。			
目標	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	2回	2回		
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。（関係機関、関係部署の職員が出席し、情報共有が図られた。）			
男女共同参画の視点から見た効果	被害者支援を行うことで、被害者の人権が守られ、男女共同参画社会の実現に寄与することができる。			
今後の課題等	被害者支援について関係機関、関係部署と共通認識を持ち、更に支援を充実させることができるよう、ネットワーク会議を通じて関係部署の連携を強化していく。			

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進
個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

事業名	相互理解のための啓発・交流事業		No.	27
			所管課	男女共同参画課
事業概要	在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。			
目標	在住外国人との交流活動の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	地域で活動するNPO法人と連携し、在住外国人親子の異文化交流を目的とした参加型講座を行った。 講座名：国際家族のための教育設計ワークショップ 参加者：10組（男性2名、女性9名）			
男女共同参画の視点から見た効果	在住外国人との交流を持つことで、国際化の推進と在住外国人の生活しやすさに寄与する。			
今後の課題等	毎年外国人の方の参加が少なく、“在住外国人の集客”という点で苦慮している。			

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備
個別課題23 推進体制の充実

事業名	男女共同参画に関する情報収集		No.	28
			所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画の推進に関する、国・県・近隣市の取り組み等の情報を収集します。また、先進的な取り組みについては、事業に反映していきます。			
報告	国・県等が実施する会議や研修等に参加した回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標数値	—	—	—	—
実績報告値	24回	21回		
取組状況	千葉県内の男女共同参画センターに関する連絡会議や男女共同参画行政に関する会議に出席し、他市と男女共同参画に関する情報交換を行った。その他、千葉・葛南地域で活動する千葉県男女共同参画地域推進員の事業や事業の報告会にも参加し、近隣市との情報交換を行った。			
男女共同参画の視点から見た効果	地域における男女共同参画の推進につながる。			
今後の課題等	参考になる県や近隣市の取り組みは、積極的に取り入れ、男女共同参画センターの運営や啓発活動等に活かしていく。 平成29年度の他市の取り組みの中で、「防災」に関連する講座等が好評であったとの情報があり、本市の事業への取り入れを検討していきたい。			

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備
個別課題24 計画の進行管理の充実

事業名	男女共同参画に関する 市民意識調査の実施		No.	29
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査（e-モニターアンケート）を実施します。 また、他課の市民意識調査の結果を把握し、必要に応じ、事業に反映していきます。			
目標	市民意識調査（e-モニターアンケート）の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第6次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。「夫は外で働き、妻は家を守るほうがよい」に反対の割合は42.8%であり前回調査(40.6%)を上回る結果となった。			
男女共同参画の視点から見た効果	アンケートにより市民意識の変化を見ることは、今後の男女共同参画関連事業推進の目安となる。			
今後の課題等	男女が互いの人権を尊重して責任をわかち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の推進状況を把握していくため市民意識調査を継続していく。			

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第3次DV防止実施計画（平成29～31年度）

平成29年度 年次報告書



目 次

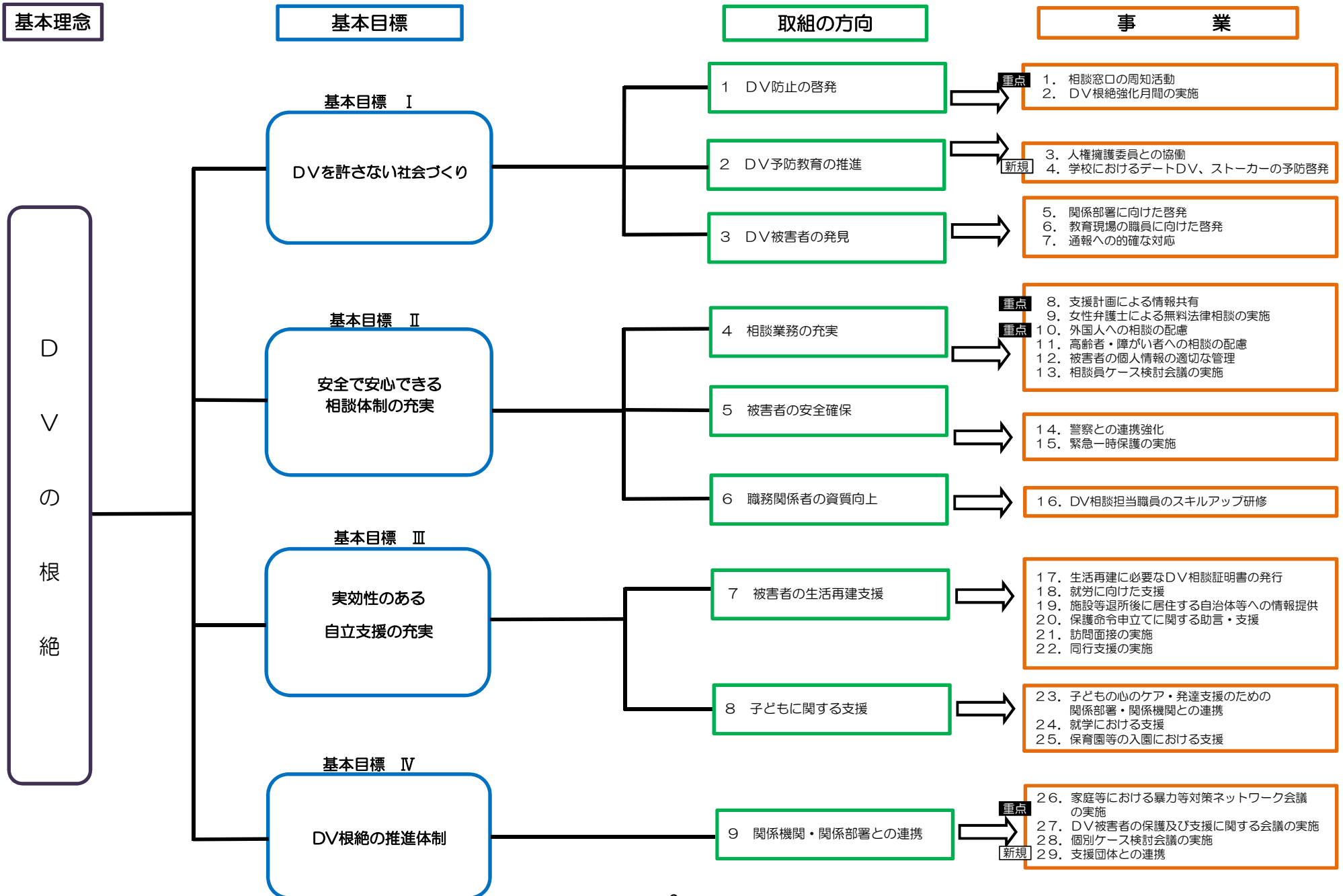
1. 年次報告に関する説明	2	
2. 体系図	3	
3. 事業別一覧	4	～ 6
4. 基本目標ごとのまとめ	7	
5. 事業ごとの実績報告書	8	～ 22

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、市川市男女共同参画基本計画に基づく「第6次実施計画」の一部である「第3次DV防止実施計画」に記載されている進行管理事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める平成29年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

- 事業別一覧（4～6頁）は、各事業ごとの事業概要をまとめたものです。
- 主要課題ごとのまとめ（7頁）は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、達成率を掲載しています。 ※達成率（%） = 結果 ÷ 目標値
- 8～22頁は、各事業ごとの実績報告書です。
- 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価しています。
 - : 十分達成できた
 - : 概ね達成できた
 - : やや不十分だった
 - : 不十分だった

第3次DV防止実施計画の体系図



■事業別一覧

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり		
取組の方向1 DV防止の啓発		
1	[重点] 相談窓口の周知活動	相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口配布します。また、外国人への周知として、5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語）に対応した案内チラシ・カードも配布します。
2	DV根絶強化月間の実施	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎月11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてDV防止の啓発を行います。
取組の方向2 DV予防教室の推進		
3	人権擁護委員との協働	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年2校行います。
4	[新規] 学校におけるデートDV、ストーカークの予防啓発	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカークの予防啓発に取り組みます。
取組の方向3 DV被害者の発見		
5	関係部署に向けた啓発	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
6	教育現場の職員に向けた啓発	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
7	通報への的確な対応	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。
基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実		
取組の方向4 相談業務の充実		
8	[重点] 支援計画による情報共有	個々のケースの状況に配慮し支援計画を立てます。女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。
9	女性弁護士による無料法律相談の実施	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。
10	[重点] 外国人への相談の配慮	DV被害を受けている外国人への相談を行います。言葉の壁がある外国人DV被害者には通訳を依頼できるような相談体制の整備に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
11	高齢者・障がい者への相談の配慮	高齢者および身体・知的・精神など障がいのあるDV被害者（虐待被害者を含む）に配慮した相談を行います。必要に応じて関係部署と連携し、迅速な対応を図ります。
12	被害者の個人情報の適切な管理	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。
13	相談員ケース検討会議の実施	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。
取組の方向5 被害者の安全確保		
14	警察との連携強化	加害者から追及される危険性が高いDV被害者および同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。
15	緊急一時保護の実施	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者および同伴する子どもを一時保護します。
取組の方向6 職務関係者の資質向上		
16	DV相談担当職員のスキルアップ研修	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。
基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実		
取組の方向7 被害者の生活再建支援		
17	生活再建に必要なDV相談証明書の発行	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。
18	就労に向けた支援	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。
19	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供	一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。
20	保護命令申立てに関する助言・支援	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。
21	訪問面接の実施	DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。
22	同行支援の実施	DV被害者および同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。

No.	事業名	事業概要
取組の方向8 子どもに関する支援		
23	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。
24	就学における支援	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。
25	保育園等の入園における支援	DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。
基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制		
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携		
26	[重点] 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。
27	DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。
28	個別ケース検討会議の実施	DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。
29	[新規] 支援団体との連携	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。

■基本目標ごとのまとめ

(基本目標ごとに設定した成果指標について)

※市川市e-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。

基本目標	成果指標	現状値	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率
Ⅰ DVを許さない社会づくり	DVを知っている人の割合	92% (平成27年度)	90.9%	95.7%		95%以上		95%以上
			95%以上					
Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実	本市にDVに関する相談窓口があることを知っている人の割合	47% (平成28年度)	54.2%	108.4%		55%		60%
			50%					
Ⅲ 実効性のある自立支援の充実	本市のDVに関する支援について知っている人の割合	27% (平成28年度)	48.4%	161.3%		33%		36%
			30%					
Ⅳ DV根絶の推進体制	市の行政支援に期待する人の割合	78% (平成28年度)	77.5%	96.9%		83%		86%
			80%					

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[重点] 相談窓口の周知活動			
	No.	1		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語）に対応した案内チラシ・カードも配布します。			
目標	配布箇所数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた		
目標数値	—	70箇所以上	70箇所以上	70箇所以上
実績	70箇所	68箇所		
取組状況	<p>チラシ・カードの配布、広報いちかわ（11月1週号）「DV根絶強化月間」記事での広報、市公式Webサイトでの案内を実施した。チラシ・カードの配布先は以下のとおり。</p> <p>【配布先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民窓口となる庁内各課 37課／・市内公民館 16館 ・仮本庁舎（女性トイレ） 4箇所 ・ニッケコルトンプラザ（授乳室） 2箇所 ・イオン南行徳店（女性トイレ、授乳室） 9箇所 			
今後の課題等	庁外施設等への配布を拡大する。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	DV根絶強化月間の実施			
	No.	2		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてDV防止の啓発を行います。			
目標	啓発活動回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	6回		
取組状況	<p>以下の啓発を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報いちかわ（11月1週号）での広報 ・市公式Webサイトでの広報 ・公共デジタルサイネージでの広報 ・男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」での広報 ・市内自治会掲示板でのポスター掲示 ・DV被害者サポーター養成講座の実施 			
今後の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代やシニア世代に効果的な啓発方法を考える。 ・加害者の気づきにつながる啓発方法を研究する。 			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	人権擁護委員との協働		No.	3
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年2校行います。			
目標	実施校数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	41校	41校	41校
実績	41校	41校		
取組状況	市内公立小学校39校186学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、14学級減少した。減少の理由は、小学校から依頼される学級数が減少したことによるもの。また、中学校2校で人権講演会を実施した。そのほか、幼稚園1園で人権啓発活動を実施した。			
今後の課題等	児童や生徒が在学中に人権教室や人権講演会を受講できるよう学校と連携しながら実施に努める。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	[新規] 学校におけるデートDV、 ストーカーの予防啓発		No.	4
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。			
目標	啓発活動回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	平成25年度から市内の高校の生徒にデートDVのリーフレットを配布している。平成29年度は、市内の高校（15校）の1年生にデートDVのリーフレットを配布した。			
今後の課題等	生徒だけでなく学校職員についても、デートDVについて正しく理解し適切な対応が取れるよう継続的に啓発していく必要がある。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	関係部署に向けた啓発		No.	5
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。			
目標	市役所内の職員に向けた情報発信回数（啓発メール）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	2回		
取組状況	全職員を対象に情報レターを配信した。記事内容は「DVとは何か（DV防止法によって守られる被害者とは）」、「DV被害者の相談窓口紹介」等とした。その他、戸籍等の窓口職員の研修会に参加し、DV被害についての説明や、相談窓口を紹介できるよう情報提供を行った。			
今後の課題等	DV相談窓口について全職員が共通認識をもつ。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	教育現場の職員に向けた啓発		No.	6
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。			
目標	教育現場の職員に向けた情報発信回数（啓発ペーパー）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	市立の教育現場職員を対象に情報レターを配布した。記事内容は「DVとは何か（DV防止法によって守られる被害者とは）」、「DV被害者の相談窓口紹介」等とした。配布先は以下のとおり。 【配布先】 ・市立小中特別支援学校 56校 ・市立保育園、幼稚園 28校			
今後の課題等	私立の教育現場職員への啓発			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	通報への的確な対応		No.	7
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。			
報告	市民や医療機関からの通報件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—		
実績報告値	7件	1件		
取組状況	心理療法の専門機関からの通報が1件あった。DV被害者が相談に繋がることができるよう、通報者に相談の案内をした。			
今後の課題等	DV被害者の希望に応じて、速やかに面接を実施するための相談体制を整備する。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	〔重点〕 支援計画による情報共有		No.	8
			所管課	男女共同参画課
事業概要	個々のケースの状況に配慮し支援計画を立てます。女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。			
報告	支援計画に基づき会議を実施したケース数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—		
実績報告値	21ケース	11ケース		
取組状況	緊急避難ケースについて、自立に必要な支援を考えた。個々の状況に応じて適切な支援機関につなぎ、支援機関と情報共有しながら対応した。			
今後の課題等	相談に関わる職員がケースの状況を把握しやすい支援経過記録を作成する。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	女性弁護士による無料法律相談の実施		No.	9
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。			
報告	弁護士相談件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	やや不十分だった		
目標数値	—	—		
実績報告値	133件	122件		
取組状況	女性弁護士が法的な問題に関する相談に応じた。相談枠にまだゆとりがあったため、「やや不十分」と評価した。 【相談時間】毎週水曜日13時～17時（1日最大5名） （男女共同参画センター休館日を除く）			
今後の課題等	相談窓口を周知し、利用者の増加・拡大を図っていく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[重点] 外国人への相談の配慮		No.	10
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	DV被害を受けている外国人への相談を行います。言葉の壁がある外国人DV被害者には通訳を依頼できるような相談体制の整備に取り組みます。			
目標	DV被害者の支援者を養成する講座の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	2回		
取組状況	通訳者が在籍する市内の国際交流団体の方を中心に、DVについての正しい知識を得るためのDV被害者サポーター養成講座を全2回実施した。総参加者数は24名。			
今後の課題等	言語が理由で面接相談に支障がでないよう、DVについて正しい理解のある通訳者の派遣を依頼していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	高齢者・障がい者への相談の配慮				No.	11
					所管課	男女共同参画課、介護福祉課、障害者支援課
事業概要	高齢者および身体・知的・精神など障がいのあるDV被害者（虐待被害者を含む）に配慮した相談を行います。必要に応じて関係部署と連携し、迅速な対応を図ります。					
報告	65歳以上の高齢者および障がい者の相談件数（延べ件数）					
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	十分達成できた				
目標数値	—	—				
実績報告値	85件	38件				
取組状況	個々の状況に応じて支援者同伴での相談に応じた。また、相談内容に応じて適切な支援機関につなぎ、支援機関と情報共有しながら対応した。					
今後の課題等	相談に関わる職員が支援機関について広く情報を得る。					

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	被害者の個人情報の適切な管理				No.	12
					所管課	男女共同参画課
事業概要	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。					
報告	管理体制について					
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	十分達成できた				
目標数値	—	—				
実績報告値	—	—				
取組状況	相談者の個人情報や相談内容に関して、適切な管理に努めている。相談者の自立のために支援機関につなぐことが必要な場合においては、相談者の同意を得た上で、支援機関へ情報提供している。					
今後の課題等	相談に関わる職員が個人情報の取り扱いについて正しい認識を持って対応する。					

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	相談員ケース検討会議の実施		No.	13
			所管課	男女共同参画課
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。			
目標	相談実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	12回	12回	12回
実績	12回	19回		
取組状況	相談者の状況に応じた相談を実施するため、相談に関わる職員全体で情報共有や検討を行い、職員が連携して対応できるようにしている。 平成29年12月より、月1回を週1回に変更し、情報共有回数を増やした。			
今後の課題等	いつ相談を受けても状況に応じた対応が可能になるよう、週1回の会議を継続して実施する。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	警察との連携強化		No.	14
			所管課	男女共同参画課
事業概要	加害者から追及される危険性が高いDV被害者および同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。			
報告	警察と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—		
実績報告値	15件	13件		
取組状況	緊急避難が必要な場合に、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を行った。			
今後の課題等	警察と円滑に連携ができるよう、警察で受けられる支援について会議等で情報共有を図る。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	緊急一時保護の実施		No.	15
			所管課	男女共同参画課
事業概要	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者および同伴する子どもを一時保護します。			
報告	緊急一時保護を実施した件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—		
実績報告値	11件	5件		
取組状況	シェルター避難は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。 シェルターへの一時保護件数11件のうち、警察の対応件数が6件、市の対応件数が5件だった。			
今後の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 相談者がシェルターに避難するには、入所依頼を含めて半日以上かかる状況にある。相談者の精神的な負担を減らすため、待機時間の軽減を図る。 シェルター避難に関わる福祉関係部署との連携強化（避難後の生活再建に関する市の福祉支援について、相談者が早く情報を得ることができるような連携体制づくりを進めていく。） 			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	DV相談担当職員のスキルアップ研修		No.	16
			所管課	男女共同参画課
事業概要	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。			
目標	研修会参加数 ※国が実施する研修1回、千葉県が実施する研修2回の継続的な参加を目標としています。			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	3回以上	3回以上	3回以上
実績	13回	8回 (延べ18名参加)		
取組状況	相談に関わる職員各自が、内閣府や県主催の研修会などに参加して業務で活用できる知識の習得に励んだ。 【参加実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・（国）内閣府主催研修会 2回（延べ3名参加） ・（県）千葉県主催研修会 5回（延べ8名参加） ・（市）スーパービジョン研修 1回（延べ7名参加） 			
今後の課題等	相談業務経験の浅い職員を中心に研修参加を促し、相談の質を向上させていく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	生活再建に必要なDV相談証明書の発行		No.	17
			所管課	男女共同参画課
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。			
報告	DV相談証明書の発行件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—		
実績報告値	136件	130件		
取組状況	DV被害者の生活再建（自立支援）や安全確保に必要なDV相談証明書（住民基本台帳の閲覧制限に関する申出の意見書を含む）を発行した。			
今後の課題等	早急にDV相談証明書が必要となる相談者のため、証明書の発行にかかる時間を短縮していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	就労に向けた支援		No.	18
			所管課	男女共同参画課
事業概要	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。			
目標	セミナー等の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	2回		
取組状況	男女共同参画センターで「就労支援セミナー」を2回実施した。その他、千葉県主催「自立支援のための講座」についても相談内容に応じて案内した。			
今後の課題等	相談者に広く講座情報を周知する。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供			
	No.	19		
所管課	男女共同参画課、子育て支援課、障害者支援課、介護福祉課、生活支援課			
事業概要	一時保護時施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。			
報告	居住する自治体等への情報提供件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—		
実績報告値	15件	4件		
取組状況	一時保護施設等の退所後の生活再建には、様々な支援が必要になるため、相談者の希望に応じて新たに居住する自治体や施設等の関係機関へ情報提供を実施した。			
今後の課題等	情報提供の際は、情報の行き違い等がないよう庁内福祉関係部署と役割を明確にする。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	保護命令申立てに関する助言・支援			
	No.	20		
所管課	男女共同参画課			
事業概要	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。			
報告	裁判所への書面提出件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—		
実績報告値	2件	2件		
取組状況	安全対策上、保護命令が有効な手段と考えられる相談者については情報提供を行っている。また、保護命令申立書の作成等について援助している。			
今後の課題等	相談に関わる職員が保護命令についての理解を深め、手続きに関する説明や援助を行えるようにする。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	訪問面接の実施				No.	21
					所管課	男女共同参画課、子育て支援課、障害者支援課、介護福祉課、生活支援課
事業概要	DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。					
報告	訪問面接の実施件数（延べ件数）					
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	十分達成できた				
目標数値	—	—				
実績報告値	15件	18件				
取組状況	相談のために相談室に来所することが困難な相談者は、他の公共施設等での訪問、面接を実施し、シェルター避難中のDV被害者に対しては当該シェルターへ訪問面接を実施するなどして、福祉支援につなげた。					
今後の課題等	緊急的に訪問面接が必要になることを想定した相談体制づくりをすすめる。					

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	同行支援の実施				No.	22
					所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者および同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。					
報告	同行支援の実施件数（延べ件数）					
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	十分達成できた				
目標数値	—	—				
実績報告値	10件	12件				
取組状況	シェルター避難中のDV被害者等に対して、施設入所のための面接の際などに同行支援を実施し、福祉支援につなげた。					
今後の課題等	同行支援中に、DV加害者と会うことがないよう安全に配慮しながら行う。					

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	子どもの心のケア・発達支援のための 関係部署・関係機関との連携		No.	23
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。			
報告	子どもに関する部署と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—		
実績報告値	18件	45件		
取組状況	DV被害者の同伴児の支援機関に対し、同伴児が必要な支援を受けられるよう情報共有を行っている。支援の際、DV被害者の居場所をDV加害者に知られないよう、注意喚起している。			
今後の課題等	子どもの目の前でDVが起きる家庭状況は、面前DVとして子どもへの精神的な虐待に該当する。DVと児童虐待は密接に関係しているため、子どもの福祉についても念頭に置きながら相談対応していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	就学における支援		No.	24
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。			
報告	学校関係部署と連携した件数（延べ件数） ※一時保護における件数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—		
目標数値	—	—		
実績報告値	6件	0件		
取組状況	DV被害者と一緒にシェルター避難した子ども（小中学生）はいなかった。			
今後の課題等	学校へ通学できなくなる子どもについては、新しい居住地で安心して学校に通学できるように教育委員会等と連携して対応する。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	保育園等の入園における支援		No.	25
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。			
報告	保育関係部署と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—		
実績報告値	7件	10件		
取組状況	避難後の生活再建において、保育園の入園手続きが必要になる相談者にDV相談証明書を発行した。			
今後の課題等	入園手続きで、早急にDV相談証明書が必要となる相談者のため、証明書の発行にかかる時間を短縮していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[重点] 家庭等における暴力等対策 ネットワーク会議の実施		No.	26
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。			
目標	会議開催回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	2回	2回		
取組状況	家庭内で起こる虐待防止に関係する庁内9部署、庁外17機関が出席し、4虐待（DV・児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待）の対応状況報告や児童虐待問題に関する情報共有、虐待事例の検討等を行った。			
今後の課題等	虐待被害者が置かれている状況や関係機関が抱える問題等を共有し、支援において有益な情報交換をする。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施			
	No.	27		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。			
目標	会議開催回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	2回	2回		
取組状況	家庭内で起こる虐待防止に関係する庁内8課、庁外5機関が出席し、DV相談の対応状況報告や事例検討等を行った。			
今後の課題等	DV被害者が置かれている状況や関係機関が抱える問題等を実務担当者で共有し、支援において有益となる情報交換をする。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	個別ケース検討会議の実施			
	No.	28		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。			
報告	会議開催回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—		
目標数値	—	—		
実績報告値	18回	0回		
取組状況	男女共同参画課主催での個別ケース検討会議は実施しなかった。シェルター避難した2ケースについて、福祉関係機関の支援者会議に延べ6回参加し、情報共有を図りながら連携した。			
今後の課題等	複数の福祉支援が必要となる場合は、関係機関を集め個別ケース検討会議を実施する。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
 取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	[新規] 支援団体との連携		No.	29
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。			
目標	協働事業の実施回数			
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第3次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	8回		
取組状況	<p>男女共同参画センターを拠点にDV防止啓発活動に取り組む市民団体（ウィル市川）と協働事業を実施した。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害女性を救うための事業 6回（ゆったりと過ごせるフリースペース〈アートワークコーナー等有〉を提供し、悩みを抱える女性に相談窓口の案内などを行っている。） ・DV被害者サポーター養成講座 2回 			
今後の課題等	DV被害を受けた女性が足を運びたいような企画を考え広く周知する。			

平成30年度 男女共同参画センター講座事業実施計画

①主催事業

No.	主要課題	事業No.	テーマ	主旨・内容	対象・人数	講座名
1	全般	No.7 No.15	共同参画 時事教養	毎年6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画に関する学習会を専門家を招いて開催し、男女共同参画社会とは、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会を目指すものであることを理解してもらう。	どなたでも・<家庭教育学級>	ウイズカレッジ 18
2	②	No.7	共同参画	少子化の原因の一つである未婚化や晩婚化の解消に向け、出会いの場を提供し、コミュニケーション力をアップさせながら参加者同士の交流を促して婚活を支援する。【企画部と連携しI-step関連・料理教室】	25～45歳の未婚の男女	婚活支援セミナー
3	②	No.7	共同参画 人権啓発	広くダイバーシティを確立するために、性的マイノリティについて理解し、正しい知識を持つ。【人権啓発事業】	市民・職員	LGBT講演会
4	②③	No.7 No.17	共同参画 女性活躍	結婚や出産を機に離職した方や子育て中で仕事から離れている方に、ロールモデルを提示したり、ワーク・ライフ・バランスや時間の使い方を学んでいただき、自分を見つめ直して地域で仲間と共に、地域での活動や復職など新たな一歩を踏み出せるよう支援する。	結婚や出産等で離職した方、子育て等で仕事から離れている方、起業に興味のある方	いち☆カフェ@ウイズ
5	②③	No.7 No.15 No.18	共同参画 就労支援 ワーク・ライフ・バランス 女性活躍	女性の社会進出を促進し地域の活性化を図るため、ロールモデルの提示や活躍の場の提供により、女性の復職や起業、社会参画を支援する。 ※男女共同参画センターでのこれまでの開催で集客が難しかったので、当イベントの認知度を上げるため、平成28年度から会場をコルトンプラザに移し2回目。	起業・再就職を考えている女性。起業した女性、その家族・<家庭教育学級>	ハッピーライフ&キャリアフェスタ
6	②③	No.7 No.18	共同参画 ワーク・ライフ・バランス 女性活躍	仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。【ワーク・ライフ・バランス推進事業→H29講座事業に統合】	経営者・市民・職員	ワーク・ライフ・バランスセミナー
7	②③	No.7 No.18	共同参画 ワーク・ライフ・バランス 女性活躍	働く女性が職場や職種を越えて交流しサポートし合えるネットワークづくりを促進するとともに、参加者等のスキルアップを図るための講座を開催する。	就労中の女性等	女性活躍推進関連講座
8	②	No.14	家事育児支援	父子で楽しく料理を作りながら、男性の家事・育児への参画を促し、男女が協力し支え合う家庭の確立を目指す。	小学生低学年の子と父・8組	親子DEクッキング
9	③	No.17	就労支援 女性活躍	今の自分をワンランクアップさせるために必要な術を学び、それらを地域活動や経済活動に活かしながら生き生きと自分らしく過ごすことができる男女共同参画社会づくりの一助とする。	就職等社会参加を考えている市民(女性対象)	就労支援セミナー
10	④	No.20	自立支援 地域活動	男性に料理の楽しさを体得してもらうことで、生活的自立を図る。また、グループ作業により、参加者同士の交流から地域活動への参画につなげる。 ・基礎的なことから学ぶ調理実習(山田先生) ・食育の視点からの調理実習(保健センター健康支援課)	男性・20人	男性の料理教室
11	⑤	No.23	健康	基本計画 主要課題5「生涯を通じた健康支援」については、これまで保健センターが中心に事業展開してきた。当該分野における男女共同参画センターでの事業がなかったことから、第6次実施計画で進行管理事業に位置づけ実施するもの。	市民・市内在勤の方	健康のための講座
12	⑥ DV防止計画	— No.2	暴力の根絶 DV防止	DV根絶に向け、市民一人ひとりがDVについて理解し正しい知識を持つための機会とし、啓発を行う。 DVサポーター養成講座を検討する。	市民・通訳者	DV予防啓発セミナー (DV被害者サポーター養成講座)
13	⑦	No.27	国際的協調 人権啓発	在住外国人と日本人が多様な生き方を認め合い、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、相互理解のための啓発・交流活動を行う。【人権啓発事業】	在住外国人・日本人	在住外国人との交流会

②共催事業

No.	主要課題	事業No.	テーマ	主旨	対象・人数	講座名
14	②	No.7	共同参画 地域活動	女性の地位向上を目的に設立された「市川女性の集い連絡会」との共催事業を実施し、男女共同参画の推進を図る。また、3年に1度(次期開催はH30)日頃の活動や学習の発表の機会として「市川女性の集い」を開催することにより、女性の活躍による地域活性化を図る。	女性を中心として市民全般	未定
15	④	No.20	地域活動	高齢者を中心として、地域への社会参加への機会等を提示し、活性化を図る	高齢者を中心として市民全般	未定
16	⑥ DV防止計画	— No.1 No.29	暴力の根絶 DV防止	日々の生活に疲れた女性に癒しの空間を提供する。併せて、DVに関する情報提供を行う。	女性	ベルヴィ

③その他、計画に位置づけている事業など

No.	主要課題	事業No.	テーマ	主旨	対象・人数	講座名
17	①	No.2	共同参画 女性活躍	庁内の女性管理職登用を促進させるため、女性職員を対象に研修を行う。 【男女共同参画推進事業】	副主幹1年目(女性職員)	女性職員研修
18	DV防止計画	No.16	DV防止	DV相談担当職員のスキルアップのための研修を行う【DV対策事業】	女性相談員・関係機関	スーパービジョン研修
	DV防止計画	No.5 No.16	DV防止	教職員のDV等に関するスキルアップのための研修を行う	教職員	教職員向け研修
19	②⑥	No.15 No.25	人権啓発	中学生人権作文コンテスト優秀作品朗読、著名人による人権講演をつうじて、参加者が人権に関心を持つ機会とする。本市人権擁護委員及び市担当が企画・立案した人権啓発事業の実施。 【人権啓発事業】	市民・<家庭教育学級>	ヒューマンフェスタいちかわ 2018
20	③	No.17	就労支援 女性活躍	【商工振興課主催事業】 基調講演や先輩女性起業家の経験談を聞くことで、やる気を高め、起業への具体的な第1歩を踏み出すことを支援する。託児(保育士の雇上料)について男女共同参画課で支援	女性・市民	Ichikawa女性のための 起業セミナー 2017
21	③	No.17	就労支援 女性活躍	【商工振興課主催事業】 企業家公演会や企業相談のほか、市川市レディースビジネスコンテストの表彰式を開催。託児支援を実施。	女性・市民・起業家	Ichikawa起業家交 流会(レディースビジ ネスコンテスト)

《市川市男女共同参画基本計画の主要課題》

- ①あらゆる分野への男女共同参画の促進
- ②男女共同参画の意識づくりと教育の推進
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
- ④男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
- ⑤生涯を通じた健康支援
- ⑥人権を侵害する暴力の根絶
- ⑦男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進
- ⑧男女共同参画を推進する体制の整備

《第6次実施計画 進行管理事業》

- No.2 市女性職員の管理職登用促進(目標数値22%-計画 1回)
- No.4 市職員への男女共同参画に関する研修の実施(目標数値1回-計画 1回)
- No.7 男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施(目標数値6回-計画 7回)
- No.14 父子向け講座等の実施(目標数値1回-計画 1回)
- No.15 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施(目標数値3回-計画 3回)
- No.17 就労支援に関する講座等の実施(目標数値2回-計画 4回)
- No.18 ワーク・ライフ・バランス推進事業(目標数値1回以上-計画 3回)
- No.20 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施(目標数値1回-計画 1回)
- No.23 健康についての意識啓発のための講座等の実施(目標数値1回-計画 1回)
- No.25 「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発(目標数値1回-計画 1回)
- No.27 相互理解のための啓発・交流事業(目標数値1回-計画 1回)